

京都市告示第226号

京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

平成28年7月7日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

仁和寺門前まちづくり協議会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成28年4月28日 第協008号

3 地域景観づくり協議地区の名称

仁和寺門前まちづくり協議地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市右京区宇多野柴橋町・御室芝橋町・御室小松野町の3町の内、御室山門前町内会に属する区域

5 景観の保全及び創出の方針の概要

世界文化遺産仁和寺門前の、地域に固有の景観・静かな環境・古都の風情を保全・継承するため、次のことに取り組む。

- (1) ゆったりとした佇まいを有する仁和寺門前に固有の景観を後世に伝える。
- (2) 閑静で落ち着いたある住宅地としての環境を守る。
- (3) 住まい方・暮らし方・厳かな雰囲気など、古都・御室地域の風情を受け継ぐ。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成28年7月7日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）